

告 示

埼玉県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を令和六年四月十六日認可した。

令和六年四月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 名 称

荒川右岸用排水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県川越市